

獣医師法に基づく獣医師の業務停止処分について

令和元年7月16日付けで獣医師4名に対し、獣医師法第8条第2項の規定に基づく業務停止処分がおこなわれました。

□大阪府在住49歳

- ・概要 : 許可なく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として医薬品を販売した。
- ・処分 : 1年の業務停止、罰金30万円

□東京都在住44歳

- ・概要 : 児童ポルノ動画データを再生閲覧可能な状態にし、公然と陳列した。
- ・処分 : 6月の業務停止、罰金70万円

□秋田県在住58歳

- ・概要 : 酒気帯び運転
- ・処分 : 4月の業務停止、罰金35万円

□青森県在住39歳

- ・概要 : 長女(当時2歳)暴行により、傷害を負わせた。
- ・処分 : 1年4月の業務停止、懲役2年6月執行猶予4年

家畜人工授精・受精卵移植業務について

家畜人工授精や家畜受精卵移植の業務を行う家畜人工授精師や獣医師は、信用を求められるほか、家畜改良増殖法に基づき、各種証明書、帳簿等の記載・記録・保管等も含め、適切に業務を実施する責務があります。

別紙リーフレットを確認しましょう！！

家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

令和元年 7 月

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

家畜人工授精や家畜受精卵移植は、家畜の改良増殖上極めて大きな影響をもたらすため、その業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されています。

このため、家畜人工授精所や獣医師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務について、法令に基づき的確に実施する責務があります。

このことを改めてご認識の上、特に以下の点について徹底されますようお願い申し上げます。

1 家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

- 精液や受精卵 1 本 1 本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することはできないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできません。
- 証明書に誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。
特に、裏面の「譲渡・経由の欄」は、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者又は譲受者が順次追記していくため、記載漏れ等が起こり易いと考えられることから、記載内容の確認及び記載について、改めて徹底の程、よろしく願います。

※違反すると家畜改良増殖法第14条違反（罰金50万円以下）の可能性があります。

(裏面)

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
(参考)注入又は体外受精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外受精をした年月日	

譲渡、譲受欄が正しく記載されているか要確認。

利用時には、下段にも利用した雌牛の飼養者名等を記載すること。

(表面)

第 号
家畜人工授精用精液証明書 凍結

精液を採取した種畜	種畜証明書番号	種畜の等級
	名前	
	家畜登録機関名及び登録番号	
	種類及び品種	
精液採取年月日		
種畜飼養者の住所及び氏名又は名称		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名		

2 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

- 家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、**家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。**
- 特に、**注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、不正防止のため、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされていますので、改めて徹底の程、よろしく願います。**

証明書は、家畜人工授精簿に裏面が確認できるように添付。ストローは速やかに照合できるように適切に保管。
(家畜人工授精簿を電磁的記録で作成する場合、使用した精液等の証明書は、ストローと併せて速やかに照合できるように適切に保管。)

(家畜人工授精簿 (抜粋))

注入した雌畜	番号				
	名前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種類及び品種				
	毛色及び特徴				
	生年月日				
	飼養者の住所及び氏名又は名称				
注入精液	注入年月日	月日	月日	月日	月日
	種畜の名前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発行年月日	月日	月日	月日	月日
	番号				
子畜	性				
	生年月日				
摘要					

3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

- 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付に当たっては、**実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。**
- このため、**授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書を交付しない場合（不受胎の場合等）は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになるので、改めて徹底の程、よろしく願います。**

授精証明書には、実際に使用した精液の証明書とストローを添付。その際、証明書の裏面が確認できるように添付すること。

第 号 授 精 証 明 書

種畜	家畜人工授精用精液証明書番号	名前
精液を注入した雌畜	名前	
	家畜登録機関名及び登録番号	
	種類及び品種	
	毛色及び特徴	
	生年月日	
	飼養者の住所及び氏名又は名称	
精液注入年月日		

上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する。

年 月 日

獣医師 (家畜人工授精師)
登録番号 (免許番号) (県) 第 号
住 所
氏 名 印

(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書 (乙) をここにはり付けること。)

※ 2, 3 に違反すると家畜改良増殖法第15条違反 (罰金20万円以下) の可能性があります。